
弁理士法人 深見特許事務所

NEWS LETTER

2026年 7月号

vol. 30

所説 特許事務所における人材育成

副所長 機械第2部部長 荒川 伸夫

論説 国家試験 知的財産管理技能検定® 2級合格に向けて

～出題傾向の分析と合格へのアプローチ～

機械第2部・意匠部 主席 中西 輝

論説 我が国の商標制度における商品・役務論の深化への期待

商標法律部 上席 宮澤 博久



弁理士法人
深見特許事務所
Fukami Patent Office, P.C.

特許事務所における人材育成

荒川 伸夫 Nobuo ARAKAWA

弁理士法人 深見特許事務所

副所長 機械第2部部長

1 はじめに

採用面接において応募者から「どんな人が弁理士に向いているか」と質問を受けることがあります。これに対する私の答えはいつも「勉強が好きな人」です。それは学習意欲が弁理士試験に合格するために必要なだけでなく、資格取得後も楽しみながら学び続けられる人でなければこの仕事は務まらないと、一弁理士として、また所内で弁理士の人材育成を担う管理者として考えるからです。以下にその思いの背景と、弊所の取り組みについて述べたいと思います。

2 勉強好きが弁理士に向く理由

弁理士試験の合格者数は平成21年度をピークに減少の一途をたどり、令和7年度試験では、志願者数3,501人に対して合格者数は205人でした。単純に割り算すると合格率は5.9%となり、難関資格であることに間違いありません。しかし、この試験さえ合格すれば第一線で弁理士として働き続けられるかということ、以下のような理由からそうは参りません。

第一に知財を取り巻く法律や基準は頻繁に改正され、また、知っておくべき裁判例は日々新たに生まれます。

第二に多くの弁理士は国内案件だけでなく外国案件も扱うため、主要国をはじめとする諸外国の制度・運用・裁判例を常に把握する必要があります。

第三に外国案件を扱うにはそれ相応の英語力を獲得し維持することが不可欠です。

第四に特に特許を扱う弁理士は、新たな技術分野（最先端の技術分野だけでなく、当該担当弁理士にとって未経験の技術分野）の知識を獲得するための勉強が欠かせません。

第五に弁理士が扱う特許権、商標権などはお客さまにとって重要なビジネス戦略上の資産ですから、弁理士は担当する分野のビジネストレンドを常に把握しておく必要があります。

新たなことを学ぶことに抵抗がある人にとって、弁理士業務は苦痛でしかないでしょう。しかし、勉強好きにとってこれ以上に相応しい職業はありません。上記の裏返しとして、勉強したことが仕事に活かせる場面に頻繁に遭遇できるからです。求められる知識が広範である分、それを活用する場面にも恵まれるということでしょうか。自己学習の成果がこれほどダイレクトに実務に結びつく職業は多くはないと感じています。

3 自己学習と実務能力の獲得

ところで、弁理士は専門職（プロフェッショナル）ですので、自己学習で習得可能な知識の獲得は自助努力による、というのが弊所の基本的な考え方です。一方で、それだけでは賄えない知識やスキルが多くあることも事実です。その代表例が特許出願の明細書作成をはじめとする弁理士としての実務能力であり、これらは書籍を読むだけの自己学習で体得することは事実上不可能です。

弊所では、十分に経験を積んだ特定の弁理士が、実際の案件を通じて根気強く 1 人の新人弁理士を指導する、いわば「徒弟制度」的な OJT によって新人弁理士の実務能力獲得を実現しています。実務未経験の新人が実務能力を習得するには、国内業務だけでも少なくとも数年、外国業務も含めると通常 5 年を超える期間を要します。特許事務所のビジネスモデルは、長期間にわたり教育という投資を継続し、一人前に育った後にそれを回収するという、非常に息の長いものです。特に弊所では、国内出願を担当した弁理士が外国での権利化まで一貫通貫で担当することを基本的な方針としていますので、国内から外国まで全ての業務を単独で完結できるようになって初めて「独り立ち」となります。

この「国内外一貫通貫」の方針を採用しているのは、第一にお客さまにとって大きなメリットがあると考えているからです。国内出願時の背景を熟知している担当弁理士が外国での権利化まで伴走することができ、また外国実務にも精通した弁理士が国内出願を担当することで、将来の外国出願を見据えた最適な国内出願の方針をご提案することが可能となります。弁理士個人にとっても、国内実務および外国実務の双方を経験することが総合的なスキル向上に繋がり、何より単調にならずに日々新たな気持ちで業務に励むことができます。

一方でこの方針の最大の課題は、たとえば国内業務と外国業務で担当者を分けるなどの「分業制」に比べて指導期間が不可避免的に長くなり、独り立ちまでの期間が長期化する点にあります。その間、教育投資を継続する必要があるだけでなく、長期にわたる育成期間中の新人弁理士のモチベーションを高く保ち、さらには独り立ち後も長く定着してもらうための「仕組み」が必要です。

4 弁理士の知的好奇心を刺激する施策

報酬面において各弁理士の努力や貢献に報いることは当然必要ですが、その原資には限りがあります。ここで冒頭の「勉強好きが弁理士に向く」という話に戻ります。勉強好きな人にとって職場において継続的に知的好奇心が刺激される仕組みがあることは、ここで働き続ける強い動機付けとなります。そして、新たに得た知識がお客さまに提供する業務品質の向上に繋がるという好循環を生み出すことができます。

そこで弊所では、各種検定試験の受験奨励や、様々な所内セミナーの開催などの取り組みを行なっています。以下にその一例をご紹介します。

(1) 検定試験の受験奨励

弁理士・特許技術者および事務職員向けに以下の検定試験の受験を奨励しており、いくつかの試験の合格者には毎月の手当が支給されます。また、各試験の合格者や日程を全職員が出席する月例会議において発表し、積極的な受験を促しています。

①実用英語技能検定 1 級

②知的財産翻訳検定

③技術英語能力検定 プロフェッショナル

④知的財産管理技能検定 1 級、2 級

⑤JDLA 実施 G 検定（ジェネラリスト（AI・ディープラーニングの活用リテラシーに関する検定試験））

⑥第 3 種電気主任技術者

⑦半導体技術者検定 エレクトロニクス 3 級

⑧応用情報技術者試験（AP）、IT パスポート試験

このうち⑤から⑦は、電気・情報系技術者の採用が困難となっている近時の状況への対策として、2023 年から奨励を開始したものです。電気・情報系のバックグラウンドを持たない弁理士が、少しでも同分野へ守備範囲を広げられるようにし、将来的な人材確保に繋げることを目的としています。

また、2003 年の制度開始以来、各弁理士に対して特定侵害訴訟代理業務試験（付記試験）の受験を奨励してきました。その結果、弊所弁理士における同資格の取得率は 57%と高水準を維持しています。

（2）所内セミナーの開催

直近 1 年間を例に挙げますと、外国知財実務、英語および電気・情報系の技術に関して、以下のような所内セミナーを実施しました。

- ・米国特許実務セミナー（毎月開催）：非常勤顧問の米国弁護士によるレクチャー。
- ・外国知財実務レクチャー（合計 30 回以上）：弊所に来訪した外国弁理士・弁護士による諸外国の知財実務に関するレクチャー。
- ・英文レター作成に関するセミナー：英語ネイティブの弁護士による講演。なお、所内弁理士が作成した英文書簡は同弁護士のチェックを受けた上で発送されており、またその結果をまとめたフィードバックが全職員に対して定期的になされています。
- ・英語学習の重要性を啓発するセミナー：40 年超の弊所勤務経験を持つ弁理士による豊富な経験と裁判例などに基づく講義。
- ・半導体技術セミナー：半導体メーカーでの勤務経験を有する弁理士による講義。
- ・半導体回路に関するセミナー：電機メーカーでの講師経験を有する弁理士による講義。
- ・データサイエンスセミナー：データサイエンティスト養成プログラム修了者による講義。

こうしたセミナーを通じて受けた刺激が、参加者のさらなる自己学習の意欲に繋がることを期待しています。また、共に学ぶことで、各参加者が米国の教育学者 William Arthur Ward の言葉¹にある「Great Teacher（偉大な教師）」となり、互いに他者の学習意欲に火を付ける契機となることも期待しています。

¹ The mediocre teacher tells.

凡庸な教師は、ただ喋る。

The good teacher explains.

良い教師は、説明する。

The superior teacher demonstrates.

優れた教師は、やってみせる。

The great teacher inspires.

偉大な教師は、心に火をつける。

5 おわりに

2024 年に特許庁が発表した報告書²によると、弁理士の高齢化が進行しており、また企業勤務の弁理士の割合が年々増加していることから、特許事務所所属の弁理士数は、2023 年の 8,496 人から、2033 年には最大 1,400 人減少し、2053 年には最大 3,500 人減少すると予測されています。このような状況下で如何に有為の人材を採用して育成していくかは、特許事務所にとって極めて大きな課題です。弊所内でも弁理士の高齢化が徐々に進行しており、特に獲得合戦が熾烈な電気・情報系担当者においてその傾向が顕著となっています。

進化を続ける生成 AI が存在する環境下でも、世の中に存在しない新たな事案を広い知識と経験に基づいて総合的に分析し、お客さまに選択肢を提案して議論を重ねながら方針を導き、それに基づいて成果物を生み出す業務、たとえば特許出願明細書作成のような業務には、将来にわたり「人」である弁理士が関与し続けることになると確信しています。新たに生まれた発明をどのように表現し権利化するかの方策は無数に存在し、その方針をお客さまが決定するには、サービスの提供者としての弁理士と決定権限を有するお客さまとの信頼関係が不可欠であると考えます。お客さまに信頼して頂ける弁理士を育成し、弁理士および特許事務所がお客さまから求められる存在であり続けるために、今後もできる限りの施策を推進して参ります。

² https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/benrishi_shoi/document/20-shiryuu/02.pdf

国家試験 知的財産管理技能検定® 2 級合格に向けて

～出題傾向の分析と合格へのアプローチ～

中西 輝 Akira NAKANISHI

弁理士法人 深見特許事務所

機械第 2 部・意匠部 主席

一級知的財産管理技能士（特許・ブランド・コンテンツ専門業務）

目次

1. はじめに
 2. 知的財産管理技能検定[®]
 - (1) 沿革
 - (2) 種類
 3. 知的財産管理技能検定の活用
 - (1) 内閣府の「知的財産推進計画」
 - (2) 企業での活用
 4. 知財検定 2 級の出題分析
 - (1) 学科試験（全 400 問）の出題分析
 - (2) 実技試験（全 400 問）の出題分析
 5. 知財検定 2 級合格へのアプローチ
 - (1)特許法、(2)実用新案法、(3)意匠法、(4)商標法、(5)著作権法、(6)条約、(7)不正競争防止法、(8)独占禁止法、(9)種苗法、(10)その他の法域等、(11)まとめ
 6. 総括
-

1. はじめに

知的財産管理技能検定®（以下、「知財検定®」^(注1)と称します）は、後述するように、1 級、2 級、3 級に分かれています。深見特許事務所では、業務管理部門に所属する所員（深見特許事務所では「秘書」と呼びます）を対象に知財検定 2 級の合格勉強会を開催しています。クライアント様の知的財産を万全な体制で保護するためには、「弁理士」と「秘書」とが、高い専門知識を活かして両者が協働することが欠かせません。

勉強会は、1期4ヶ月、年3回のペースで実施しており、長年の取り組みを経てこれまでに全32期を開催してまいりました。結果として、現在までに129名(2026年6月末現在)の秘書が知財検定2級に合格し、二級知的財産管理技能士^(注1)として確かな知的財産の専門知識をもって日々の業務にあたっています。

私は、1期から勉強会の講師を担当し、知財検定2級で問われる内容は、知的財産権を管理する上で非常に重要な専門知識が常にアップデートされており、知的財産権を管理する業務においては必携の国家資格であるように感じています。

そこで、今回は、知財検定2級の内容を紹介させて頂き、知財検定2級合格へのアプローチについて、以下論説させて頂きたいと思います。

2. 知的財産管理技能検定

(1) 沿革^(注2,3,4,5,6)

2002年12月：「一般社団法人知的財産教育協会」設立

2004年 3月：民間検定「第1回知的財産検定」スタート

2008年 7月：国家資格「知的財産管理技能検定」第1回検定実施

2010年11月：1級（コンテンツ専門業務）新設

2013年10月：1級（ブランド専門業務）新設

(2) 種類^(注2)

<知財検定3級（初級／入門レベル）>

業務名：管理業務

対象者：学生、新入社員、知財に初めて触れる一般のビジネスパーソンなど。

特 徴：知的財産に関する基本的な知識（特許、意匠、商標、著作権などの基礎）を広く浅く問われます。「仕事をする上で最低限知っておくべき知財の基本ルールを理解しているか」を確認するための入門的な位置づけです。

<知財検定2級（中級・実務レベル）>

業務名：管理業務

対象者：企業の知財担当者、法務・開発・企画・営業部門などで実務に携わる方。

特 徴：3級の基礎知識に加え、実務に即した具体的な問題解決能力が問われます。「自社の知財を守り、他社の権利を侵害しないための適切な実務対応ができるか」が求められます。

<知財検定1級（上級・専門家レベル）>

1級は、企業内で知財戦略を牽引する高度な専門家レベルです。対象領域が広範かつ高度になるため、3つの専門分野に細分化されているのが大きな特徴です。

①特許専門業務：発明の発掘から特許網の構築、ライセンス契約の交渉、侵害対応など、特許を中心とした高度な戦略立案とマネジメント能力が問われます。

- ②コンテンツ専門業務：映画、音楽、アニメ、ゲーム、出版などのエンターテインメント業界における、著作権を中心としたコンテンツビジネスの管理・契約実務の能力が問われます。
- ③ブランド専門業務：企業ブランドや商品ブランドを保護・育成・活用するための、商標法や不正競争防止法を中心としたブランド戦略と法務の能力が問われます。

3. 知的財産管理技能検定の活用

(1) 内閣府の「知的財産推進計画」(注7,8)

内閣府の「知的財産戦略本部（本部長：内閣総理大臣）」が毎年策定している「知的財産推進計画」の中で、知財人材の育成と国民の意識向上のための施策として、知的財産管理技能検定が具体名を挙げて推奨されています。一部の専門家（弁理士や知財部員）だけでなく、一般のビジネスパーソンや学生、経営者層にまで知的財産の基礎知識を浸透させるための最適なツールとして、この知的財産管理技能検定が位置づけられています。民間資格から厚生労働省管轄の技能検定（国家資格）へ移行された経緯もあり、それは国として「知的財産管理技能士」という人材を産業界に増やしていきたいという強力な意志の表れとも言えます。

(2) 企業での活用

「国家試験 知的財産管理技能検定」の Web サイトでは、「知的財産管理技能検定・受験申込者数の多い企業・団体 50」(注9)および「知的財産管理技能検定を推奨している主な企業」(注10)が公表され、日本を代表する多くの大手企業では、社内での知的財産管理技能検定の取得を積極的に推進・奨励しています。

4. 知財検定 2 級の出題分析

第44回(2023年3月実施)から第53回(2026年3月実施)の知財検定2級(学科(400問)・実技(400問))の問題を、①特許法、②実用新案法、③意匠法、④商標法、⑤著作権法、⑥条約、⑦不正競争防止法、⑧独占禁止法、⑨種苗法、⑩その他法域、に分けて分析しました。知財検定2級の過去問は、『知的財産管理技能検定』の WEB サイト(注2)にて公開されています(過去3回分)。

(1) 学科試験(全400問)の出題分析

分類	出題数(全400問)	割合(%)
①特許法	128問	32.00%
②実用新案法	1問	0.25%
③意匠法	24問	6.00%
④商標法	51問	12.75%

⑤著作権法	9 5 問	2 3 . 7 5 %
⑥条約	2 3 問	5 . 7 5 %
⑦不正競争防止法	1 1 問	2 . 7 5 %
⑧独占禁止法	1 1 問	2 . 7 5 %
⑨種苗法	1 0 問	2 . 5 0 %
⑩その他の法域等	4 6 問	1 1 . 5 0 %

⇒学科試験は、知的財産権全般の法知識を広く問う傾向があります。10回分のデータでも、法律の枠を超えた「その他法域」の比重が安定して高いことがわかります。

⇒「特許法」と「著作権法」で全体の約55%を占めます。この傾向は過去10回を通じて全く揺らいでいません。

⇒周辺法の不正競争防止法、独占禁止法、種苗法は、「各回でほぼ必ず1～2問出題される」という傾向があります（10回で各10～11問）。

⇒条約や意匠法よりも「その他（民法、関税法、IPランドスケープなど）」の出題割合が高い点に注意が必要です。特にIPランドスケープに関する問題は、近年の試験で毎回確実に出題されています。

（２）実技試験（全400問）の出題分析

分類	出題数（全400問）	割合（%）
①特許法	1 3 1 問	3 2 . 7 5 %
②実用新案法	1 問	0 . 2 5 %
③意匠法	2 5 問	6 . 2 5 %
④商標法	6 5 問	1 6 . 2 5 %
⑤著作権法	1 0 2 問	2 5 . 5 0 %
⑥条約	3 0 問	7 . 5 0 %
⑦不正競争防止法	1 6 問	4 . 0 0 %
⑧独占禁止法	0 問	0 . 0 0 %
⑨種苗法	1 0 問	2 . 5 0 %
⑩その他の法域等	2 0 問	5 . 0 0 %

⇒実技試験は具体的なケーススタディ（事例問題）に基づいており、企業の実務現場でトラブルになりやすい事案に直結する「著作権法」「商標法」の割合がそれぞれ25.50%、16.25%と、学科試験（それぞれ23.75%、12.75%）よりもウェイトが高く

なっています。「自社の広告に他人のコンテンツを使った」、「新商品名が他社商標権に抵触した」といった日常業務に直結する事例がパッケージ問題として出題されています。

⇒条約（7.5%）は、出題形式が同じ傾向にあります。条約の出題数（30問）は、10回分の試験すべてにおいて、後半で3問セットの穴埋め問題として出題されています。PCT（特許協力条約）の流れやパリ条約の原則は、実技試験における最強の得点源です。

⇒過去10回（400問）を遡っても、実技試験において「独占禁止法」をメインテーマとした出題はゼロ（0問）です。ライセンス契約の制限に関する論点は、学科試験でのみ問われることが確定的な傾向として読み取れます。

5. 知財検定2級合格へのアプローチ

（1）特許法

特許法は、学科・実技ともに試験全体の約32～33%を占める最重要科目です。ここで確実に得点できるかどうか、2級合格の鍵を握ります。

ア 学科試験

学科試験では、特許法特有の手続の「時期」「主体」「条件」を正確に暗記しているかが問われます。

（ア）新規性喪失の例外（頻出度：極高）

特許を受ける権利を有する者の行為に起因して公知となった場合、その日から「1年以内」に出願すれば例外の適用を受けられるという期間の要件が頻繁に問われます。適用を受けるためには出願時のその旨の書面提出や、出願から30日以内の証明書の提出が必要であることも狙われます。「1年以内」という数字と、特許公報の掲載による公知は例外適用の対象外であること、などを整理しておくとい良いでしょう。

（イ）職務発明（頻出度：高）

職務発明の定義（使用者の業務範囲に属し、かつ従業者の職務に属する発明）や、特許を受ける権利を使用者に取得させる契約等がある場合、従業者は「相当の金銭その他の経済上の利益（相当の利益）」を受ける権利を有することが頻出です。権利の帰属が「いつ」「誰に」移るのか、そして使用者が得る「法定通常実施権」のルールを押えてください。

（ウ）手続補正の制限（頻出度：高）

特に「最後の拒絶理由通知」を受けた後の補正に関する制限が頻出です。請求項の削除、補正の限定的減縮、誤記の訂正など、補正が厳しく制限される点が問われます。「最初の拒絶理由通知」と「最後の拒絶理由通知」で、補正できる範囲がどう異なるかを対比して覚えるのが鉄則です。

（エ）特許無効審判（頻出度：中～高）

特許無効審判を請求できるのは「利害関係人」に限られる点や、特許権が「消滅した後」であっても請求できる点が繰り返し出題されています。他の審判（拒絶査定不服審判など）や商標法の審判、あるいは異議申立と「請求できる主体（何人も OK か、利害関係人のみか）」を混同しないように比較表を作ることが有効です。

イ 実技試験

実技試験では、具体的な事例（ケーススタディ）に基づいて、適切な対応が求められます。

（ア）発明の単一性と明細書の記載要件（頻出度：高）

複数の請求項（例えば「装置 A と装置 B を備える製品」と「装置 A と装置 B と装置 C を備える製品」等）が提示され、これらが「同一の特別な技術的特徴」を有しており、発明の単一性を満たすかどうか問われます。明細書に記載がない事項を請求項に追加すること（新規事項の追加）が拒絶理由になる点も定番です。「特別な技術的特徴（STF）＝先行技術にない新しい特徴」が全ての請求項で共通しているかを見極めるトレーニングを積んでください。

（イ）計算問題：出願審査請求料と特許料（頻出度：極高）

実技試験特有の「算用数字で記入しなさい」という記述式の計算問題で、特許法が最もよく選ばれます。出願審査請求料や特許権の維持年金（特許料）を、問題文に与えられた表と「請求項の数」を掛けて計算させます。計算式（基本料＋請求項数×従量単価）は必ず問題文に与えられます。計算ミスやゼロの桁間違いを防ぐため、本番では必ず2回計算して検算してください。

（ウ）特許権侵害の判断と抗弁（頻出度：高）

自社製品が他社の特許権を侵害していると警告された場合の対応として、「先使用权」が成立するか（出願前からの「発明の実施である事業をしている」・「その事業の準備」をしていたか）や、「試験又は研究」のための実施として侵害を免れるかが問われます。商標権の「先使用件」との要件の相違も確認要です。実務上、警告を受けた際にとるべきアクション（特許原簿の確認、権利の有効性の調査、先使用权の証明など）の流れをシミュレーションしておくことが重要です。

（2）実用新案法

実用新案法をメインテーマとした大問は学科・実技合わせても全体の0.25%（過去10回でわずか2問（学科1問、実務1問））と非常に少ないです。しかし、特許法や意匠法の問題の中で「特許法との比較（引っかけの選択肢）」として頻繁に登場するため、決して無視できない科目でもあります。実用新案法は、「特許法と何が違うのか」という相違だけをピンポイントで暗記するのが、最もタイムパフォーマンスに優れた戦略です。

ア 学科試験

学科試験では、実用新案法特有の「保護対象」と「権利行使の条件」がストレートに問われます。

(ア) 保護対象の限定（超頻出）

実用新案法は「物品の形状、構造又は組合せに係る考案」のみを保護対象としています。そのため、「製造方法」「プログラム」「化学物質」などは保護の対象外となります。「方法はダメ、プログラムもダメ、物品の形や構造だけ」と割り切って覚えてください。過去問でも「方法の考案は実用新案法の保護対象でない」という点がズバリ出題されています。

(イ) 無審査主義（実体審査がない）

実用新案法は、早期に権利を付与するために、新規性や進歩性などの「実体審査をせずに」登録される制度（無審査主義）を採用しています。「出願すれば（方式要件さえ満たせば）原則としてそのまま登録される」という特許法との決定的な違いを押さえておくといでしょう。

(ウ) 権利行使の条件（実用新案技術評価書の提示）

実体審査なしで登録されるため、権利の有効性が不安定です。そのため、他社に権利行使（警告や差止請求）をする前には、特許庁が作成する「実用新案技術評価書」を提示して警告した後でなければならないという厳しい条件が課されています。「特許＝いきなり警告 OK（補償金請求権は警告要）」「実用新案＝評価書がないと警告 NG」と対比させて記憶してください。

イ 実技試験

実技試験では、「自社の新製品を特許で守るか、実用新案で守るか」といった企業知財部における出願戦略のケーススタディとして出題されます。

(ア) 存続期間と維持の判断

実用新案権の存続期間は「出願の日から10年」です。特許の20年、意匠の25年と比較させる問題が出題されます。ライフサイクルの短い製品（おもちゃ、日用品など）に向いている制度であるという実務上の位置づけを理解しておく、事例問題の文脈が読み解きやすくなります。

(イ) 特許出願から実用新案登録出願への変更と国内優先権

すでに特許出願をしているものを実用新案登録出願に変更できるか（可能だが、方法の発明は不可）、あるいは、実用新案登録出願を基礎として、特許出願に国内優先権を主張できるか（可能）といった、出願手続の連携が問われます。

(ウ) 職務発明の準用

実用新案法においても、特許法上の「職務発明」に関する規定が準用される（同じルールが適用される）点が出題されています。

(3) 意匠法

意匠法は学科・実技ともに全体の約6%（各回2～3問程度）の出題割合です。問題数こそ少ないですが、特許法や商標法と比較して「意匠法ならではの独自ルール」が明確に決まっており、対策が非常に立てやすい「隠れた得点源」と言えます。

ア 学科試験

学科試験では、意匠の「登録要件（何が登録できて、何が登録できないか）」と「類否判断の基準」がストレートに問われます。

（ア）登録できない意匠（不登録事由）（頻出度：極高）

「物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠」は、他人の業務に係る物品と混同を生じなくても登録を受けることができないという点が、過去問で何度も引っ掛けとして出題されています。これは特許法（技術的思想の保護）との棲み分けを図るための規定です。デザイン（美感）ではなく、機能から必然的に決まってしまう形は意匠では保護されない、と理解しておくといよいでしょう。

（イ）創作非容易性と類否判断（頻出度：高）

「公然知られた形状や模様」の結合から、その分野の専門家（当業者）が「容易に創作できた意匠」は登録されない点が問われます。意匠の類否（似ているかどうか）は、創作者ではなく「需要者の視覚を通じて起こさせる美感」に基づいて判断されるというルールも超頻出です。特許の「進歩性」にあたるのが意匠の「創作非容易性」です。そして類否の判断基準は「買う人（需要者）の目線」であることを確実に覚えてください。

（ウ）登録意匠の範囲（頻出度：中）

登録意匠の権利範囲は、「願書の記載（意匠に係る物品）」および「願書に添付した図面（または写真、ひな形、見本）」により現わされた意匠に基づいて定められるという条文知識が問われます。

イ 実技試験

実技試験では、新製品のデザインをどうやって保護するか、他社の模倣品をどう排除するかという「デザイン保護戦略」のケーススタディが出題されます。

（ア）特殊な意匠制度の活用（関連意匠・部分意匠・秘密意匠）（頻出度：極高）

「デザインコンセプトが同じバリエーション違いの製品（関連意匠）」「特徴的な持ち手部分だけの保護（部分意匠）」「発売日までデザインを隠しておきたい（秘密意匠）」といった、目的別の出願戦略を選ばせる問題が定番です。各制度の「目的」を理解することが鍵です。特に秘密意匠は特許や商標にはない意匠法独自の強力な制度であり、出願時だけでなく「第1年分の登録料納付時」にも請求できる点が実務的な引っ掛けとして出題されます。

（イ）新規性喪失の例外の期間と手続（頻出度：高）

展示会に出品したり、テスト販売したりした後に意匠登録出願をする場合、その公開日から「1年以内」に出願しなければならない点が出題されます。特許法と同じく「1年」です。

「出願と同時に適用を受けたい旨の書面を提出する」などの手続要件を問う問題に注意が必要です。証明書は、出願から30日以内に提出です。

（ウ）侵害判断と物品の非類似（頻出度：中～高）

意匠権の効力が及ぶのは「物品が同一・類似」かつ「形態が同一・類似」の範囲です。例えば、「乗用自動車」と「乗用自動車おもちゃ」のように、物品が全く異なる場合は、形態が全く同一でも意匠権の侵害にはならないという論点が問われます。「不正競争防止法（商品形態模倣行為）」との使い分けも頻繁に問われます。

（４）商標法

商標法は、学科で12.75%（51問）、実技で16.25%（65問）と、特許法・著作権法に次ぐ「第3の柱」です。特に実技試験では、新商品のネーミングや他社からの警告といった、企業活動に直結するトラブルシューティング事例が多く出題されます。法改正で導入されたコンセント制度は近年では頻出問題です。上述の特許法、実用新案法、意匠法は、創作物を保護する法律であるのに対して、商標法は、業務上の信用を保護する法律であることから、登録要件に関する内容が全く異なります。商標法を勉強する際には、この点を意識して頭を切替えることが重要です。たとえば、なぜ、商標法には取消審判が設けられているのか（特許法には取消審判が設けられていない）を考えることは、商標法を深く理解する上では重要です。

ア 学科試験

学科試験では、商標特有の「登録要件」と「手続（更新・審判）」に関する正確な知識が問われます。

（ア）各種審判と登録異議の申立て（頻出度：極高）

「不使用取消審判」は継続して3年以上日本国内で使用されていない場合に「何人も」請求できる点や、立証責任が商標権者側にある点が頻出です。「登録異議の申立て」は商標掲載公報の発行日から「2ヵ月以内」に「何人も」行える点が問われます。誰が（何人も／利害関係人のみ）、いつまで（いつでも／登録から5年以内／公報発行から2ヵ月など）請求できるのか、マトリックス表にして整理することが必須です。

（イ）存続期間の更新登録（頻出度：高）

商標権特有の制度です。更新登録の申請は存続期間満了前「6ヵ月」から満了の日までに行うこと、使用していなくても更新自体は認められることがよく引っかけとして出題されます。

（ウ）登録要件（識別力と不登録事由）（頻出度：中～高）

「ありふれた氏」や「商品の普通名称（略称含む）」は識別力がないため原則登録できない点や、商品の機能を確保するために不可欠な立体的形状のみからなる商標は登録できない点が問われます。

イ 実技試験

実技試験では、具体的なカレンダー（日付）や状況が与えられ、「今、どのようなアクションがとれるか」を判断する実践的な問題が定番です。

（ア）タイムリミットの判断（カレンダー問題）（頻出度：極高）

「出願日、登録日、公報発行日が具体的に提示され、「現時点で登録異議の申立てができるか」「無効審判が請求できるか」を判断させる問題が毎回のように出題されます。問題文に日付が出てきたら、まずは「公報発行日から2ヶ月以内か？」を計算するクセをつけてください。

（イ）商標調査と類否判断（頻出度：高）

J-P l a t P a t を用いた調査において、称呼や観念での検索ができることが問われます。商品と役務（サービス）の区分が異なっている場合でも、同じ「類似群コード」が付されていれば原則として類似と推定される点は実務上のトラップとして超頻出です。

（ウ）先使用権の成立要件（頻出度：中）

他社から警告を受けた際の抗弁として、相手の「出願時」において自社の商標が「周知」であったかどうかで先使用権の成否が変わる事例が重要です。

（5）著作権法

著作権法は、学科で23.75%（95問）、実技で25.50%（102問）を占め、特許法と並ぶ「試験の二大巨頭」です。特許法や商標法と異なり「登録（出願）しなくても権利が発生する（無方式主義）」という特徴があるため、日常の業務やSNS利用などに潜む身近なトラブルとして非常に多く出題されます。

ア 学科試験

学科試験では、「誰が・何の権利を持っているか」という権利の主体と内容、そして「例外として許されるケース」がストレートに問われます。

（ア）権利の種類と内容（頻出度：極高）

複製権、公衆送信権、譲渡権、貸与権、上映権などの「支分権（財産権）」と、「著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）」の内容が細かく問われます。特に、映画の著作物には「頒布権」が適用され、「譲渡権」は適用されないといった例外規定がよく引っかけになります。どの権利が「財産権」で、どの権利が「人格権」なのかをまず区別してください。著作者人格権は他人に譲渡・相続できない点（一身専属）も超頻出です。

（イ）著作者の認定と権利帰属（頻出度：極高）

「職務著作（法人著作）」が成立するための要件（法人の発意、職務上作成、法人名義での公表など）が繰り返し出題されます。複数の人が関わる「共同著作物」は、権利行使に全員の合意が必要である点が定番です。「映画の著作物」の著作者（監督など）と、著作権の

帰属先（映画製作者＝映画会社など、「参加をする旨の契約」）の違いも頻出テーマですので、整理しておくといよいでしょう。

（ウ）著作隣接権（頻出度：高）

実演家、レコード製作者、放送事業者等の権利です。それぞれの権利の存続期間（原則として実演やレコードの発行から「70年」、放送は「50年」。レコードの始期は、「最初にレコードに音が固定されたとき」。）が問われます。

（エ）著作権の制限規定（頻出度：高）

「引用」が成立するための要件（公正な慣行に合致し、主従関係があり、出所を明示するなど）が頻出です。

イ 実技試験

実技試験では、企業活動や個人のインターネット利用における具体的なケーススタディ（事例問題）が出題されます。

（ア）外部委託・契約における権利処理（頻出度：極高）

制作会社にプロモーションビデオやソフトウェアの開発を委託した場合、特約がない限り「著作者・著作権者は制作会社（受託者）側になる」という論点が非常によく出題されます。「お金を払ったからといって当然に自社の権利になるわけではない」という実務の鉄則を念頭に置いておくと、正答を選びやすくなります。

（イ）SNS・動画配信・社内業務でのトラブル（頻出度：極高）

他人が演奏している様子やBGMをスマートフォンで撮影し、無断でブログやSNSにアップロードする行為が、複製権や公衆送信権、実演家の権利侵害となるかが問われます。他人のイラストや最高裁判決などを「会議資料として無断で全員分コピーする行為」が著作権侵害（私的使用の範囲外）にあたるかも定番です。「私的使用のための複製」はあくまで「自分や家族など限られた範囲」のみです。社内会議での配付はアウトになることを覚えておくといよいでしょう。

（ウ）イベント等での楽曲利用（営利・非営利）（頻出度：中～高）

ライブ演奏などにおいて、①営利を目的とせず、②聴衆から料金を受けず、③実演家に報酬が支払われない、という3要件をすべて満たさなければ無断で楽曲を演奏できない点が事例で出題されます。

（6）条約

条約は、学科で5.75%（23問）、実技で7.50%（30問）の出題割合です。一見すると難しそうで敬遠しがちな分野ですが、実は「出題される内容と形式が完全にパターン化されており、最もコストパフォーマンス高く得点源にできる分野」です。

ア 学科試験

学科試験では、各条約の「基本的な特徴（何を対象としているか）」と、「原則・期間」を正しく結びつけられるかが問われます。

(ア) パリ条約（産業財産権の基本）（頻出度：極高）

パリ条約の三大原則である「内国民待遇の原則」「優先権制度」「特許独立の原則」の定義が問われます。優先期間について、「特許・実用新案は12ヵ月」、「意匠・商標は6ヵ月」という数字の引っかけが定番です。「同盟国でした最初の出願から12ヵ月以内なら、最初の出願日と同じ効果（登録要件の判断）が得られる」という優先権の強力なメリットをしっかりと理解しておくといよいでしょう。

(イ) 特許協力条約／PCT（頻出度：極高）

国際出願から各国の国内手続（国内移行）までのタイムラインが問われます。

以下の数字とキーワードを必ず暗記してください。

⇒18ヵ月:優先日から18ヵ月経過後に「国際公開」される。

⇒30ヵ月:権利取得を目指す指定国に対する「国内移行手続」の期限。

⇒国際調査報告:全ての国際出願に対して行われ、関連する先行技術を発見することを目的とし、出願人に送付される。国際調査見解書も同時に作成される。

⇒19条補正は、請求の範囲の補正が1回可能。

⇒34条補正は、請求の範囲以外の補正も可能。

(ウ) ベルヌ条約（著作権の基本）（頻出度：高）

著作権の発生にいかなる方式の履行も要しない「無方式主義の原則」と、著作物の本国以外の同盟国においても保護を与える「内国民待遇の原則」が頻出です。

(エ) その他の条約（頻出度：中～高）

マドリッド協定議定書は、「商標」の国際登録の手続簡素化（存続期間は10年）です。PCTに基づいて商標登録出願をすることはできない点が出題されます。ハーグ協定は、「意匠」です。TRIPS協定は、WTO（世界貿易機関）の紛争解決手段の利用が可能であること、最恵国待遇の原則が採用されていることが出題されます。

イ 実技試験

実技試験において、条約は「後半の大問6（問35～問37）での3連穴埋め問題」として、10回中10回すべてで同じフォーマットで出題されています。必須の得点源です。

(ア) PCT出願の会話形式穴埋め（頻出度：極高）

発明者と知財部員との会話形式で、PCT出願の手続の流れを穴埋めさせます。「日本国特許庁への出願は日本語及び英語で可能」「国際公開は優先日（又は国際出願日）から18ヵ月」「国内移行は優先日（又は国際出願日）から30ヵ月」という定番の答えを即答できるようにしておくといよいでしょう。

(イ) 条約名のマッチング（頻出度：高）

「WTO で扱われているのは？（T R I P S 協定）」「商標の国際登録制度は？（マドリッド協定議定書）」「意匠の国際登録は？（ハーグ協定）」というように、各条約と保護対象の紐付けを問う会話文も頻出です。

（ウ）パリ条約の原則の穴埋め（頻出度：中）

内国民待遇の原則の「内国民（外国人ではない）に対し現在与えており又は将来与えることがある利益を外国人に与える」や、特許独立の原則の「同一の発明について複数の国で特許を取得した場合、各国の特許権は互いに独立して存続」といった条文の理解が問われます。

（7）不正競争防止法

不正競争防止法は、学科で2. 75%（11問）、実技で4. 00%（16問）の出題割合です。特許法や著作権法と比べると出題数は少ない（各回1～2問程度）ですが、出題されるテーマが極めて限定されており、少しの対策で確実に得点源にできる「非常にコストパフォーマンスが高い科目」です。

ア 学科試験

学科試験では、不正競争行為の各類型の「定義」や、保護されるための「要件（引っかけ）」がストレートに問われます。

（ア）営業秘密の3要件と落とし穴（頻出度：極高）

営業秘密として保護されるための「秘密管理性」「有用性」「非公知性」の3要件が繰り返し問われます。「製品開発における過去の失敗事例のようなネガティブな情報は、有用性がないため営業秘密にならない」という選択肢が過去に何度も出題されていますが、これは「不適切」です。失敗データも「他社が同じ失敗を避けるための時間やコストを削減できる」という意味で事業活動に有用であり、法的保護の対象になります。

（イ）周知表示混同惹起行為（頻出度：高）

他人の「周知」な商品等表示を使用して混同を生じさせる行為について問われます。ここでいう「周知」とは、必ずしも全国的に有名である必要はなく、一地域で広く認識されていれば足りるという点が実務的な引っかけとして出題されます。未登録の商標や意匠であっても保護の対象になり得る点も重要です。

（ウ）営業誹謗行為（頻出度：中）

営業誹謗行為は、競争関係にある他社の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知・流布する行為です。試験では「客観的真実（本当のこと）を告知又は流布する行為は、不正競争行為に該当する」という選択肢がよく出題されますが、これは「不適切」です。不正競争行為として規制されるのは、あくまで「虚偽の事実（ウソ）」を流布した場合に限られる点を確実に押さえてください。

イ 実技試験

実技試験では、意匠法や特許法など「他の知的財産権でカバーできない隙間をどう埋めるか」という、企業知財部員としての判断を求めるケーススタディが頻出です。

(ア) 商品形態模倣行為（デッドコピーの排除） v s 意匠法（頻出度：極高）

他社の商品の形態をそっくりそのまま模倣した商品を販売する行為の差止めに関する事例が頻出です。意匠登録をしていなくても保護を受けられるのが強みですが、「日本国内で最初に販売した日から 3 年以内」でなければこの行為を規制できないという厳しい期間制限がある点がよく問われます。他社が模倣したわけではなく、独自に開発した結果「偶然似てしまった場合」には適用されない（排除できない）という限界も出題の定番です。

(イ) 特許出願 v s 営業秘密（秘匿化）の戦略（頻出度：高）

新しく開発した技術を、特許で権利化すべきか、営業秘密として社内で隠しておくべきかを選ばせる問題が出題されます。「販売された製品をリバースエンジニアリングして簡単に構造が理解できるもの」は特許出願すべきであり、「製造工場の中でしか使わず、完成品から製法が理解できないもの」は営業秘密にするのが定石です。特許出願をすると原則 1 年 6 ヶ月で出願公開されるため、それ以降は非公知性が失われ、営業秘密としての保護は受けられなくなるという実務上のトレードオフが問われます。

(ウ) 比較広告・品質誤認のトラブル（頻出度：中～高）

自社製品とライバル会社の製品を比較し、「自社の方が優れている」とする虚偽の実験結果を CM や広告で流した事例が出題されます。このような行為は品質誤認や営業誹謗に該当し、被害を受けた側は損害賠償請求だけでなく、「信用回復措置（謝罪広告など）の請求」が可能である点が問われます。

(8) 独占禁止法

独占禁止法は、学科で 2. 75 % (11 問)、実技では 0. 00 % (0 問) という極めて偏った出題割合となっています。つまり、「実技試験では一切出題されず、学科試験で毎回必ず 1 問出題される」という鉄のルールが存在します。出題されるテーマも「特許ライセンス契約における不公正な取引方法」にほぼ完全に絞り込まれており、少しの対策で確実に 1 点を獲得できる問題が出題されます。

ア 学科試験

学科試験では、「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針（知財ガイドライン）」^(注 11)に基づく、ライセンス契約の NG 条項（不公正な取引方法）や、独占禁止法の基本的な救済措置がストレートに問われます。以下の 3 つのテーマを押さえておけば、ほぼすべての過去問に対応可能です。

(ア) ライセンス契約の「ブラック条項」（頻出度：極高）

ライセンシー（実施権者）の事業活動を不当に縛り付け、市場の競争を阻害する以下の条項は、独占禁止法上「問題がある（違反する）」として頻繁に出題されます。

⇒販売価格の制限：ライセンス製品の販売価格をライセンサーが制限することは、例外なく問題となります。過去10回中、ほぼ毎回選択肢に登場します。

⇒研究開発の制限：ライセンシーが自ら競争技術を開発することや、第三者と共同で研究開発を行うことを禁止することは問題となります。

⇒特許権消滅後の制限：特許権の存続期間が満了し権利が消滅した「後」にもかかわらず、技術の使用を制限したり、実施料の支払義務を課したりすることは問題となります。

⇒改良発明の権利帰属（グラントバック）：ライセンシーが完成した改良発明について、ライセンサーに権利を帰属させたり、専用実施権の設定を義務づけたりすることは問題となります。

（イ）「問題になりにくい（ホワイトな）」条項（頻出度：高）

ブラック条項の引っかけとして、「独占禁止法上の不公正な取引方法に該当する可能性が低い行為」を選ばせる問題も定番です。

輸出地域・販売地域の制限：ライセンス製品を輸出・販売できる地域を制限することは、価格制限などに比べると問題になりにくいとされています。

（ウ）独占禁止法の一般ルール・救済措置（頻出度：中）

⇒申告の主体：独占禁止法違反が疑われる事実については、利害関係人に限らず「誰でも（何人も）」公正取引委員会に報告し、措置を求めることができます。利害関係人に限られるとする引っかけが出題されます。

⇒被害者の救済：公正取引委員会による排除措置や課徴金納付命令だけでなく、被害を受けた当事者が民事上の「差止請求」や「損害賠償請求」を行うことも可能です。

⇒私的独占の勘違い：1つの会社が、単に「品質の優れた商品を安く供給する」という正当な企業努力によって市場を独占してしまう場合は、違法な私的独占には該当しません。

イ 実技試験

過去10回分（全400問）の実技試験において、独占禁止法をメインテーマとした出題は一切ありません。実技試験は企業知財部での日常的なトラブルシューティング（模倣品対策や他社商標への抵触など）が優先されるため、ライセンスの競争法違反という高度な法務マターは、学科でのみ問われるのが定例となっています。したがって、実技試験に向けた独占禁止法の対策は不要といえます。万一出題されても、学科での対策で十分対応することができます。

（9）種苗法

種苗法は、学科で2.50%（10問）、実技で2.50%（10問）の出題割合です。数字を見ればお分かりの通り、「学科・実技ともに、各回で必ず1問ずつ出題される」という極めて規則的なルールが存在します。出題される論点も数パターンのローテーションに

完全に固定化されているため、少しの対策で確実に 2 点（学科 1 点・実技 1 点）を確保できます。

ア 学科試験

学科試験では、種苗法に基づく「品種登録の要件」と「存続期間（特許との引っかけ）」がストレートに問われます。

（ア）存続期間の引っかけ（頻出度：極高）

育成者権の存続期間は、原則として一般植物は「品種登録の日から 25 年」であり、果樹などの永年性植物にあっては「30 年」です（2026 年 4 月に提出された種苗法改正案が成立すれば、新品種の知的財産権（育成者権）の存続期間が一律 10 年延長され、一般植物は 35 年、果樹・林木等の永年性植物は 40 年に拡大される予定です）。特許権と混同させて「出願の日から 20 年」とする引っかけや、「存続期間の延長制度がある（実際はない）」とする引っかけが頻繁に登場します。「登録日から 25 年／30 年・延長なし」と覚えてください。

（イ）品種登録の要件（頻出度：極高）

特許の「進歩性」にあたる要件がないため、「既存の品種よりも優れた品種でなければ、品種登録を受けることができない」というもっともらしい選択肢が「不適切」としてよく出題されます。必要なのは既存品種から特性により明確に区別できること（区別性）です。

（ウ）未譲渡性の要件（頻出度：高）

新規性の要件として、出願品種の種苗が「出願の日から 1 年遡った日より前に日本国内で業として譲渡されているとき」は、原則として品種登録を受けることができません。逆を言えば、譲渡から 1 年以内なら出願可能です。

イ 実技試験

実技試験では、「登録された品種を他人が無断で利用した場合に、育成者権の効力が及ぶか（侵害になるか）」というケーススタディが問われます。

（ア）育成者権の効力範囲と制限（頻出度：極高）

以下の 3 つのケースでの侵害成否がローテーションで出題されます。

⇒試験・研究のための利用 新品種の育成の研究や試験のために利用する行為には、育成者権の効力は及びません（侵害にならない）。

⇒自家増殖 法改正により、農業者が正規に購入した種苗から得た収穫物の一部を、次期の種苗として用いる行為（自家増殖）にも、原則として育成者権の効力が及ぶようになりました（無断で行えば侵害になる）。

⇒権利の消尽 正規に販売された種苗を購入し、そのまま転売（譲渡）するだけの行為には、原則として効力は及びません（侵害にならない）。

（イ）特許法との交錯（頻出度：中～高）

植物の新品種は、要件を満たせば特許法（発明）と種苗法（品種登録）の両方で保護される可能性があります。

（ウ）手続の期限の引っかけ（頻出度：中）

「当該品種の育成を完了してから 1 年以内に出願を行わなければならない」という架空のルールがよく引っかけで出題されます。出願までの期限は特に設けられていません（前述の「譲渡から 1 年以内」と混同しないようにしてください）。

（10）その他の法域等（民法、関税法、弁理士法等）

「その他」の分野は、民法、関税法、弁理士法といった周辺法規から、IP ランドスケープ、コーポレートガバナンス・コード、外為法といった近年の知財経営トレンドまでを含みます。学科で 11.50%（46 問）、実技で 5.00%（20 問）と、実用新案法、意匠法、条約よりも出題数が多い「第 4 の科目」とも言える重要な得点源です。出題されるテーマは多岐にわたりますが、問われる論点は過去問の焼き直しが非常に多いため、以下の 6 つの重要テーマに絞って対策するのが最も効率的です。

（ア）IP ランドスケープ（頻出度：極高）

近年、知財検定 2 級の検定試験で最も重視されている知財経営のトレンドであり、学科・実技ともに毎回必ず出題されています。

目的と対象層：「研究開発で失敗しないため」といった消極的な目的や知財部門内での完結ではなく、「積極的な経営戦略・事業戦略の策定のため」に「経営陣・事業責任者へ提示する」ものである点が頻出です。

⇒活用シーン：M&A の候補企業探索や、アライアンス先（提携先）の選定に用いる事例が出題されます。

⇒情報源：特許情報などの「知財情報」と、マーケティングや株式などの「非知財情報（ビジネス情報）」を統合して分析する点が問われます。

（イ）民法（意思表示と契約）（頻出度：高）

知財のライセンスや譲渡契約の土台となる民法の基礎知識です。深く学習する必要はなく、出題されるキーワードだけを押さえてください。

⇒意思表示の瑕疵：「錯誤（勘違い）」「詐欺」「強迫」による意思表示は「取り消すことができる」点、相手方と通じた「通謀虚偽表示」は「無効」となる点を整理しておくといでしょう。

⇒契約の不履行と解除：相手の債務不履行によって契約を「解除」した場合、契約は過去に遡って効力を失う（遡及効）点が出題されます。

（ウ）関税法（水際取締り）（頻出度：高）

模倣品・海賊版の国内流入を防ぐための税関での手続です。

⇒取締りの主体と権限：税関長は、知的財産侵害物品に該当すると認定したときは、それらの貨物を「没収して廃棄」することができます。積戻し（送り返すこと）を命じることができる（適切）・できない（不適切）という引っ掛けに注意が必要です。

⇒保護の対象：特許権、意匠権、商標権、著作権だけでなく、「著作隣接権」を侵害する物品も取締りの対象に含まれる点が出題されます。

⇒意見を聴く手続：認定手続において、特許権者等は税関長に対し「特許庁長官の意見を聴くこと」を求めることができます。

（エ）弁理士法（独占業務の範囲）（頻出度：中）

弁理士でなければできない業務（独占業務）と、誰でもできる業務の区別が問われます。

⇒独占業務：特許庁に対する特許・意匠・商標の「出願手続の代理」や「特許無効審判の代理」などは、弁理士等（＝弁理士、弁理士法人、弁護士、弁護士法人）の独占業務です。

⇒非独占業務：単なる「特許料（または意匠の登録料）の納付手続」は、弁理士等でなくても業として行うことができます。この「納付手続」が引っ掛けの定番です。なお、商標法の「更新手続（存続期間の更新登録の申請）」は独占業務となります。お金を払うだけの『納付』は誰でもできますが、『申請』という名前がつけば弁理士等の独占業務になる、と整理しておくといよいでしょう。

⇒〇〇の納付手続＝誰でもできる（非独占業務）

⇒〇〇の出願・申請・審判＝弁理士等しかできない（独占業務）

（オ）コーポレートガバナンス・コード（頻出度：低～中）

上場企業における知財投資のあり方を示すガイドラインです。取締役会は知的財産への投資について監督を行うべきであることや、IPランドスケープの活動を含めた「知的財産の投資・戦略に関して情報を開示すべきこと」が問われます。

（カ）外国為替及び外国貿易法（外為法）（頻出度：低～中）

外為法は「原則自由・例外規制」が基本構造。頻出はキャッチオール規制（用途・需要者要件）、リスト規制との違い、技術提供も輸出扱い、の点を押さえれば得点が安定します。過去問を学習しておくことで精神安定剤となります。

（１１）まとめ

知財検定２級の直近の合格率（２０２６．３実施）は、学科４５．０％、実技３１．４％と、決して容易な検定試験ではありません。合格の最大の鍵は、出題の約５５％以上を占める「特許法」と「著作権法」の基礎固めです。特許法では手続の期限や職務発明、著作権法では法人著作の成立要件や制限規定（引用や私的使用など）の正確な理解が合否を分けます。実技試験では出題パターンが完全に固定化されている論点が存在します。商標法の期間計算（公報発行から２ヵ月等）、条約のPCT手続の穴埋め、特許料の計算問題は、絶対に落とせない得点源です。さらに、不正競争防止法（営業秘密の３要件等）、種苗法（存続期間

25年/30年)、近年のトレンドであるIPランドスケープといった周辺分野は、出題されるテーマが極めて限定的です。過去問の反復演習が、最小の労力で確実な得点に結びつけることができる王道といえます。

6. 総括

知財検定2級の合格は決してゴールではありません。専門知識を備えた秘書が弁理士と阿吽の呼吸で実務を進行することは、手続の正確性とスピードを向上させ、クライアント様へのより質の高いサービス提供に直結すると考えます。今後も、この勉強会を通じて深見特許事務所全体の底力をさらに高め、クライアント様のビジネスと大切な知的財産を全力でサポートしてまいります。

以上

(注)

- (1)『知的財産管理技能検定』『知的財産検定』『知財検定』『知的財産管理技能士』は、一般財団法人知的財産研究教育財団の登録商標です。
- (2)国家試験 知的財産管理技能検定® <https://www.kentei-info-ip-edu.org/>
- (3)一般財団法人 知的財産研究教育財団「沿革」 <http://fdn-ip.or.jp/aboutus/fip/history/>
- (4)一般社団法人 知的財産教育協会「(旧)知的財産検定®・特例講習」
<https://ip-edu.org/archive>
- (5)INPIT (独立行政法人工業所有権情報・研修館)「10周年を迎えた知的財産管理技能検定®」 <https://www.inpit.go.jp/content/100867047.pdf>
- (6)LEC 東京リーガルマインド「試験概要-知的財産管理技能検定®」
- (7)内閣府「知的財産推進計画2025」
https://www.cao.go.jp/press/new_wave/20250826.html
- (8)内閣官房「知的財産戦略本部」
<https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/index.html>
- (9)「知的財産管理技能検定®・受検申込者数の多い企業・団体50」
https://www.kentei-info-ip-edu.org/exam_kekka_dantai
- (10)「知的財産管理技能検定®を推奨している主な企業」
https://www.kentei-info-ip-edu.org/exam_kekka_dantai#kigyuu_02
<https://www.lec-jp.com/chizai/about/>
- (11)公正取引委員会「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針(知財ガイドライン)」
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/chitekizaisan.html>

我が国の商標制度における商品・役務論の深化への期待

宮澤 博久 Hirohisa MIYAZAWA

弁理士法人 深見特許事務所
商標法律部 上席

1. はじめに

商標権の範囲が登録商標と指定商品・指定役務の組み合わせによって決まることは広く知られています。本稿では、商標に関する類否・識別性・同一性などに関する議論を「商標論」と呼び、商品・役務に関する類否・表示の適切性・範疇などに関する議論を「商品・役務論」と呼ぶことにします。

筆者は、主に商標実務を専門としていますが、我が国においては商標論は比較的盛んにおこなわれているものの、商品・役務論は相対的に低調であるという印象を抱いています。もちろん、以下の（１）乃至（３）に示す例が存在するように商品・役務に関する議論がなされていないということではなくて、商品・役務は商標権の範囲に関わる重要な要素なので、もっと活発に議論がなされて然るべきではないかと考える次第です。

〔商品・役務論の例〕

（１）商品・役務の内容・性質について争われた裁判例（役務「商品の販売に関する情報の提供」の意味内容が争われた ARIKA 事件（最高裁平成 21 年（行ヒ）第 217 号）など）

（２）類似群コードが同一でも商品・役務が非類似と判断された審決等の事例（「アーチェリー用具」（類似群コード 24C01）と「ゴルフ用具」（類似群コード 24C01）とが非類似とされた審決（不服 2019-7187）など）

（３）新しい制度や概念の導入に伴う議論（特許庁による「仮想空間及び非代替性トークン（NFT）に関する指定商品・指定役務のガイドライン」の公表（令和 6 年 3 月 29 日付）など）

但し、上記の事例のように、裁判や審判等で争われるある種特別な事案や、新しい制度や概念に伴う新規な事案に限られずに、我々の日々の業務レベルでも商標制度における商品・役務について積極的に議論することが必要なのではないかと感じており、本稿ではそのような観点から以下いくつかのポイントを検討してみたいと思います。

2. 審査基準に関連した問題

知的財産に関する代理人である我々弁理士の日々の商標業務において、特許庁が開示している審査基準の理解及び参照は不可欠なものとなっています。商品・役務論に関連する主なものとしては、特許庁編「商標審査基準」における「第4条第1項第11号（先願に係る他人の登録商標）」の項目中の「商品又は役務の類否判断について」（具体的には「商品の類否について」「役務の類否について」「商品役務間の類否について」）の記載部分、「第6条（一商標一出願）」の項目の記載部分、及び、特許庁編「類似商品・役務審査基準」などが存在しています。「商標審査基準」における商品・役務の類否判断の基準を、実務レベルで具体的に運用しやすいように、類似群コードという概念を使って類否関係を整理したものが「類似商品・役務審査基準」ということになります。

「類似商品・役務審査基準」によれば、類似群コードとは、「指定商品・指定役務について、互いに類似する商品・役務であると推定されるものを「類似する商品群」又は「類似する役務群」として、これを公表」したものであり、「「先願・既登録調査」「拒絶理由解消のための指定商品又は指定役務の補正」「他人の登録商標との権利の抵触の有無」等」に利用されて」いるものです。類似群コードのような制度を採用している国や地域は、日本以外でよく知られているのは中国・韓国・台湾などであり、世界的にみればそれ程多くなく、類似群コードは日本の商標制度を特徴付ける重要な概念となっています。それゆえ、日々の商標実務においては、この「類似商品・役務審査基準」を参照することは非常に多いと言えます。

しかし、「類似商品・役務審査基準」は、実務上重宝されるものでありながら、商品・役務論の観点からは、利用上留意すべき点があると考えます。その一例を以下に論じます。

例1：「スマートフォン用ケース」（第9類）について

「スマートフォン用ケース」は、スマートフォンのアクセサリ（附属品）と解されるもので、「スマートフォン」自体と同じ類似群コードである11B01 11C01が付与されています。

ここで問題なのは、「類似商品・役務審査基準」には、以下のように記載されていることです。

携帯情報端末		personal digital assistants	11B01	11C01
国際分類表 [2,7 類]				
1	携帯情報端末 腕時計型携帯情報端末	personal digital assistants personal digital assistants in the shape of a watch		
	スマートフォン	N	smartphones	090719
2	携帯情報端末の部品及び附属品	parts and accessories for personal digital assistants		
	携帯情報端末用カバー	covers for personal digital assistants		
	携帯情報端末用ケース	cases for personal digital assistants		
	携帯情報端末用ストラップ	straps for personal digital assistants		
	スマートフォン用カバー	N	covers for smartphones	090740
	スマートフォン用ケース	N	cases for smartphones	090741
	スマートフォン用ストラップ		straps for smartphones	

出典：特許庁編「類似商品・役務審査基準」

第9類における類似群コード 11B01 11C01 の見出し表示(実線の長方形で囲われた表示)として「携帯情報端末」が記載されており、それに包含されるものとして「1. 携帯情報端末」及び「2. 携帯情報端末の部品及び附属品」が記載されています。そして、「スマートフォン」は「携帯情報端末」の範疇に属する商品であると理解され、「スマートフォン用ケース」は「携帯情報端末の部品及び附属品」の範疇に属する商品であると理解されます。特許庁商標課編「商品及び役務の区分解説」によれば、「携帯情報端末」(11B01,11C01)について「この商品は、「腕時計型携帯情報端末」「スマートフォン」「携帯情報端末の部品及び附属品」等が該当します」と解説されています。

つまり、「類似商品・役務審査基準」によれば、「携帯情報端末の部品及び附属品」である「スマートフォン用ケース」が「携帯情報端末」に包含される、つまり「スマートフォン用ケース」は「携帯情報端末」の下位概念である、とされてしまっているのです。しかし、これは現実の商品の性質からすればおかしい話となります。携帯情報端末というのはデバイスそのものであり、決してそのためのケースを商品概念として包含するものではないからです。

では、商品「スマートフォン用ケース」を保護したい出願人が、「類似商品・役務審査基準」における当該記載に基づいて、「携帯情報端末」がその上位概念なのだから、見出し表示である「携帯情報端末」のみを指定しておけば十分に保護される、と考えて出願し権利化した場合にどのような問題が生じ得るでしょうか。

商標権における商品・役務の範囲は、原則的にはその文言に基づいて解釈をされるべきです。文言解釈を重視する当該立場に立てば、登録された指定商品の表示が「携帯情報端末」である以上、当該商品の文言をどう解釈しても、デバイスそのものであるため、「スマートフォン用ケース」が含まれる余地はないというべきです。「携帯情報端末」と「スマートフォン用ケース」は「類似商品・役務審査基準」によれば、同一の類似群コードが付与されて

おり、類似関係にあることに異論ありませんが、包含関係（上位概念・下位概念の関係）にはないと考え、よって、商標権として、類似範囲である禁止権として保護されることはあるとしても、同一範囲である専用権としては保護できていないことになると考えられます。

そうすると、仮に第三者から指定商品「携帯情報端末」の商標登録を取り消すべく、不使用取消審判が請求された場合はどうなるのでしょうか。権利者は、「スマートフォン用ケース」を製造・販売していれば、それに関する使用証拠は提出できるでしょう。しかし、「スマートフォン用ケース」の使用証拠で、果たして指定商品「携帯情報端末」の登録を維持できるのでしょうか。特許庁の審判段階においては、「類似商品・役務審査基準」に基づいて、両者を包含関係にあると取り扱うかもしれません。しかしながら、審決取消訴訟において、審判での請求人側が「携帯情報端末」の商品表示に文言上「スマートフォン用ケース」が含まれる余地がない点を争えば、専用権における使用ではないとして登録が取り消されるリスクが十分にあり得ると考えます。

それゆえ、商品「スマートフォン用ケース」を保護したいのであれば、「類似商品・役務審査基準」の記載に惑わされるのではなく、「スマートフォン用ケース」自体を積極的に指定商品表示として記載しておくべきということになります。

そしてこのような誤解を生まないためにも、「類似商品・役務審査基準」の見出し表示は「携帯情報端末並びにその部品及び附属品」などに修正されるべきと考えます。

例2：「電子計算機用プログラム」（第9類）について

上記の例1と似た事例ではありますが、「電子計算機用プログラム」について考えてみます。これに関する「類似商品・役務審査基準」の記載は以下の通りです。

電子応用機械器具及びその部品		11C01	11C02
電子応用機械器具（「ガイガー計数器・サイクロトロン・産業用X線機械器具・産業用ベータートロン・磁気探鉱機・磁気探知機・地震探鉱機械器具・水中聴音機械器具・超音波応用測深器・超音波応用探傷器・超音波応用探知機・電子応用扉自動開閉装置・電子顕微鏡」を除く。）		11C01	
電子管	electron tubes		
半導体素子	semi-conductor elements		
電子回路（「電子計算機用プログラムを記憶させた電子回路」を除く。）	electronic circuits, not including those recorded with computer programs		
<u>電子計算機用プログラム</u>	computer programs		

ガイガー計数器	geiger counters	11C02
サイクロトロン	cyclotrons, not for medical purposes	
産業用X線機械器具	industrial X-ray machines and apparatus, not for medical use	
産業用ベータートロン	industrial betatrons, not for medical use	
磁気探鉱機	magnetic prospecting machines	
磁気探知機	magnetic object detectors	
地震探鉱機械器具	seismic exploration machines and apparatus	
水中聴音機械器具	hydrophone machines and apparatus	
超音波応用測深器	echo sounders	
超音波応用探傷器	ultrasonic flaw detectors	
超音波応用探知機	ultrasonic sensors	
電子応用扉自動開閉装置	electronic door opening and closing control systems	
電子顕微鏡	electron microscopes	

国際分類表〔7類〕

出典：特許庁編「類似商品・役務審査基準」

「類似商品・役務審査基準」には「複数の類似商品（役務）群をまとめた包括概念表示については、その範囲」を一点鎖線の四角で囲っているとされています。つまり、上記では「電子応用機械器具及びその部品」というのはその下位概念を包括的に包含する包括概念表示ということになります。「電子応用機械器具（「ガイガー計数器・サイクロトロン・産業用X線機械器具・産業用ベータートロン・磁気探鉱機・磁気探知機・地震探鉱機械器具・水中聴音機械器具・超音波応用測深器・超音波応用探傷器・超音波応用探知機・電子応用扉自動開閉装置・電子顕微鏡」を除く。）」という見出し表示があることからすれば、「電子応用機械器具の部品」というのは例えば「電子管」「半導体素子」「電子回路（「電子計算機用プログラムを記憶させた電子回路」を除く。）」「電子計算機用プログラム」といったものが該当することになると理解されます。

しかしながら、「電子計算機用プログラム」が果たして「電子応用機械器具の『部品』」（注：岩波書店発行の『広辞苑』によれば「部品」とは「部分品」の略で「機械の或る部分を構成する品」とされています）と言い得るのかについては疑義が生じ兼ねないのではないかと考えられます。この点、上記の「スマートフォン用ケース」の場合と同様に、「電子計算機用プログラム」の保護を意図するならば、文言解釈上において疑義が生じ得ないように、仮に包括概念表示であるとしても、「電子応用機械器具及びその部品」のみを指定しておけばよしとするのではなくて、やはり「電子計算機用プログラム」を積極的に指定商品として記載すべきということになると考えます。

例3：日本出願・登録に基づいて外国出願をする場合について

日本における出願・登録の話からは逸れてしまいますが、日本の出願又は登録を基礎にして、パリ条約による優先権を主張したり、マドプロ国際出願をすることは実務上多く見られ

ます。その場合は、日本の指定商品・指定役務を適切に英語等に翻訳することを検討する必要がありますが、基礎となる日本出願・登録の指定商品・指定役務を「類似商品・役務審査基準」に基づいて記載することもあるので、その際に一定の留意が必要になる場合もあるでしょう。

一つの例として、日本の出願・登録において「類似商品・役務審査基準」の包括概念表示である第 25 類「被服」を指定していた場合、これを「clothing」と英語に翻訳して外国に出願するのが適切ではないことも考えられます。例えば、中国では「clothing」に相当する中国語の商品表示である「服装」には、「短袜 (socks)」「长袜 (stockings)」「手套 (服装) (gloves [clothing])」「连指手套 (mittens)」「帽 (头戴物) (headwear)」などは含まれず、これらは「服装」と類似関係にもないことになります。日本では「類似商品・役務審査基準」によれば、「被服」という包括概念表示には「靴下」「手袋」「帽子」などは含まれますが、そのような商品概念に関する包含関係が必ずしも他国でも当てはまるとは限らないということです。

別の例として、日本の出願・登録において「類似商品・役務審査基準」の見出し表示である第 18 類「かばん類, 袋物」を指定していた場合、これをごく単純に「bags; pouches」と英語に翻訳して外国に出願するのは適切ではないことが考えられます。「bags」という英語の概念に「suitcases (スーツケース)」「trunks (トランク)」などが含まれるかは疑義が生じ兼ねないと考えます。また、「pouches」という英語の概念に「card cases [notecases] (カード入れ)」「key cases (キーケース)」「wallets (財布)」などは含まれない可能性が高いように思われます。日本では「類似商品・役務審査基準」によれば、「かばん類, 袋物」という見出し表示には「スーツケース」「トランク」「カード入れ」「キーケース」「財布」などは含まれますが、その見出し表示の概念的範疇を含めて適切に翻訳できない場合には、意図する商品がカバーできていない事態も生じ兼ねないということです。

つまり、日本の「類似商品・役務審査基準」に商品・役務の包含関係が明示されている場合であっても、他国の実務や訳語の概念次第では、同じように当て嵌まらない可能性が生じることに留意が必要です。このような事態を避けるため、必要に応じて出願する外国の代理人にその国の商品・役務表示の概念や範疇に関する実務を事前確認することでも考えられますが、基本的なスタンスとしては、適切な訳語を検討しても商品・役務がカバーされているか依然として疑義が残るような場合は、保護を意図する商品・役務を英語等で積極的に記載するのが望ましい、ということになるでしょう。

以上見てきたのは、「類似商品・役務審査基準」に関連した留意点の一例に過ぎませんが、当該基準は我々商標実務家にとっては、日常的に参照する重要性が高いものであるがゆえに、それを利用して出願する商品・役務の表示を検討する場合に一定の留意しなければならない事項があることを知っておく必要があるでしょう。そもそも「類似商品・役務審査基準」は、日本における特許庁の審査上の基準であって、あくまでも商標権の範囲は原則として指

定された商品・役務表示の文言に従って判断されるべきということは常々意識しておかなければならないでしょう。

3. 特許庁の審査運用に関連した問題

商標実務において、世の中の商品・役務はニース国際分類に従って 45 個の区分に分けられています。この区分については、我が国の商標法において、商品又は役務の「指定は、政令で定める商品及び役務の区分に従ってしなければならない」（第 6 条第 2 項）、政令で定める「商品及び役務の区分は、商品又は役務の類似の範囲を定めるものではない」（第 6 条第 3 項）ということが規定されているものの、商標権の権利範囲を認定する際に指定商品・指定役務の区分がどれだけ或いはどのように参酌されるのかは明確ではないところがあります。

例えば、「衛生マスク」は現在は第 10 類の商品とされています。しかし、この商品は特許庁編「類似商品・役務審査基準」によれば、2021 年 12 月 31 日までは第 5 類の商品とされていました。このように、商品の区分が変更されることは比較的によく見られることです。仮に、現行実務において「衛生マスク」を第 5 類で出願すれば、当然商標法第 6 条第 2 項の要件を満たさない旨の拒絶理由通知を受けることになります。しかし、仮に審査官がこれを看過して第 5 類で「衛生マスク」を登録してしまった場合はどうなるのでしょうか。商標法第 6 条第 2 項は、拒絶理由ではあっても、異議・無効理由にはなっていないので、当然権利が無効にされるような事由には該当しません。指定商品の表示としては「衛生マスク」としてその内容及び範囲自体は明確であるのですから、何らその区分にとらわれずに、商標権の権利範囲は認定されるはずでしょう。つまり、区分よりも、商品・役務の表示自体を重視して権利の解釈はされるべきものと考えます。

一方で、特許庁の現行の運用においては、「願書に記載された指定商品又は指定役務について材質や用途等の記載がない場合に、区分を考慮すれば材質や用途等が特定できるときは、その商標登録出願は、第 6 条第 1 項及び第 2 項の要件を具備すると判断する」（商標審判便覧 46.01「指定商品又は指定役務の審査に関する運用について」より）とされています。特許庁としては、「出願において指定された商品・役務の意義は、国際分類に即して定められた商標法施行令別表の区分に付された名称や当該区分に属するものとされた商品・役務の内容や性質、国際分類を構成する類別表注釈において示された商品・役務についての説明等を参酌して解釈できる。したがって、材質や用途等の記載がない指定商品又は指定役務であっても、区分を考慮すれば材質や用途等が特定できる商品又は役務の表示については、明確な商品又は役務の表示と捉えることは合理的であり、そのような解釈をすることに問題はないと考えられる。」との立場から、2021 年 3 月からこのような運用に改定しています。

一例を示せば、2020 年 1 月 1 日以降の出願からは、従来の第 30 類「菓子」は、その主原料に応じて、第 29 類「菓子（果物・野菜・豆類又はナッツを主原料とするものに限る。）」

と第 30 類「菓子（果物・野菜・豆類又はナッツを主原料とするものを除く。）」に分かれることになりました（なお、現在では第 29 類「菓子（動物性食品又は野菜その他の食用園芸作物を主原料とするものに限る。）」と第 30 類「菓子（動物性食品又は野菜その他の食用園芸作物を主原料とするものを除く。）」で分かれています）。しかし、上述の特許庁の運用により、仮に現時点において第 30 類「菓子」の表示で出願したとしても、その区分を考慮すれば「動物性食品又は野菜その他の食用園芸作物を主原料とするものを除く」ことは明らかであるとして、なんらの拒絶を受けずに当該商品表示のままで登録されるでしょう。直近 5 年間程度の過去登録を調べてみても、「菓子」のみの表示が第 29 類又は第 30 類で登録されている事例が多数見られるので、特許庁としては、区分を考慮すればその範囲は特定可能であると判断して実際に審査実績を積み重ねていることが窺えます。

しかしながら、商標実務を日々おこなっている者からすると、商品・役務表示の文言のみでその範囲が特定できないというのはかなりやっかいな問題を孕んでいると考えます。例えば、第 30 類「菓子」と指定されている商標登録に対して不使用取消審判を検討している場合において、対象商標の使用調査をおこなったところ、「じゃがいもを主原料とするスナック菓子」（現在では第 29 類の商品）についてのみ使用していることが判明した場合、取り消すことができるかどうかの判断は、対象商標の出願時期によって変わってくるようになります。というのも、全く同じ第 30 類「菓子」という指定商品表示であっても、出願された時期によってその商品の範囲に違いが生じているためです。

これは一例に過ぎませんが、このように区分を考慮しなくては商品・役務の範囲を確定させることができないというのでは、商標権の範囲を特定する作業は実務上非常に複雑かつ煩雑になってしまい、商標権の範囲自体を曖昧にする可能性があるのではないかと危惧します。というのも、区分というのは過去から未来永劫に渡って確定的なものでは決してなく、ある商品・役務がある区分から別の区分に移動になるということは稀ではないからです。この点は特許庁自身も認識しており、審査便覧の該当箇所の脚注には「ニース協定に基づく「商品・サービス国際分類表アルファベット順一覧表」が毎年改訂されることに伴い、各区分に属する商品・役務の内容及び範囲が度々変更されることがある点については留意が必要である。」と記載されています。

商標権というのは非常に強力な独占排他権であり他人の経済活動への影響力が大きいことに鑑みれば、その権利範囲というのは、できる限りにおいて明確でなければならないといえるべきです。この点において、指定商品・指定役務に関しては、基本原則としてはその表示の文言に従って解釈をし、もしそれでも疑義がある場合には区分も参酌するという形が望ましい姿ではないでしょうか。初めから区分も考慮して商品・役務を解釈しなければならないような商標権を成立させるのは、その後の権利解釈を複雑にさせる可能性があることに留意が必要でしょう。

日本の特許庁の商品・役務に関する審査運用は、ともすると類似群コードが特定できれば、商標法第 6 条第 1 項及び第 2 項の要件（つまり、商品・役務表示の明確性及び区分の適切

性)についてはクリアしたと判断される傾向が強いように感じます。しかしながら、明確な権利を成立させるという観点からすれば、商品・役務表示の文言自体のみから疑義が生じないことに、より主眼が置かれるべきと考えます。

4. 商品・役務概念の区別に関連した問題

数年前のコロナ禍で経済的に大きな打撃を受けた業種の 1 つとして飲食業が挙げられます。店内飲食営業が難しくなる状況の中で、従来はテイクアウトをおこなっていなかった多くの飲食店が、店内サービスの代替として、持ち帰り可能な飲食物の提供をすることで何とか経営の維持を図っていたという状況がありました。

従来より、我が国の商標法における解釈では、商品とは「商取引の目的たり得べき物、特に動産」であり「流通性」があるもの、役務とは「他人のために行う労務又は便益であって、独立して商取引の目的たり得べきもの」と解されているところ、飲食物に関して、店内で提供する行為は「役務」であり、テイクアウトとして持ち帰りされるものは、流通性があるとして、「商品」であると解されてきました。この解釈に従って、基本的にはイートインとして料理が提供されるものは、役務として第 43 類の「飲食物の提供」(類似群コード 42B01) について権利化することになり、一方で、テイクアウトとして料理が提供されるものは、商品として第 30 類の「弁当」(類似群コード 32F06)、「ハンバーガー、サンドイッチ、ピザ」(類似群コード 30A01) などについて権利化が必要であり、またドリンクを併せて提供しているような場合には、第 32 類の「清涼飲料, 果実飲料」(類似群コード 29C01)、第 30 類の「コーヒー」(類似群 29B01)、「茶」(類似群 29A01) などの権利化も必要になることが考えられます。但し、「類似商品・役務審査基準」によれば、これらの商品と役務との間には何らの類似関係も推定されておらず、基本的に非類似の商品・役務として扱われています。

しかし、果たしてこれは実際に飲食店を営営する営業主からすれば妥当な切り分けと言えるのでしょうか。例えばレストラン事業を従来からおこなってきた営業主が、イートインだけではなくテイクアウトも提供しようと考えた場合に、レストラン店内で提供する料理を、そのまま持ち帰り用容器に詰めて提供することも多く、この場合テイクアウトはレストランサービスとは完全に切り離されたものではなく、その延長線上にあるというべきです。

ところで国際的な商品・役務の分類の基準を定めるニース国際分類では、その「商品・サービスのアルファベット順一覧表 (alphabetical list of goods/services)」において、第 43 類に「take-away restaurant services」という役務表示が掲載されています。特許庁は当該表示の日本語訳として、特許庁商標課編「商品・サービス国際分類表」において「レストランにおける持ち帰り可能な飲食物の提供」という訳語をあてて公表しています。しかしながら、当該日本語訳表示は、我が国において指定役務の表示としては採用できないものとされてい

ます¹。これはおそらく、上記の我が国の商品・役務の切り分けからして、訳語中の「持ち帰り可能な飲食物」自体は流通性のある商品であり、それを「レストランにおける・・・提供」としておこなっても役務とはならないとの解釈によるものであると理解されます。

しかし、このニース国際分類の表示は、実際の事業上の性質をよく表しているのではないのでしょうか。つまり、「take-away」（＝テイクアウト）と「restaurant」（＝イートイン）とは相反する或いは全く性質の異なるものでは決してなく、現状の実態としては、レストランが主たる営業形態であるけれどもそこでおこなわれるテイクアウトサービスというものが多く存在するようになっているのです。

例えば、あるレストランの営業主が、従来からおこなっているイートインについて、第 43 類の「飲食物の提供」に関する役務を指定して商標登録をしている場合に、社会情勢や経済的な変化の中で、テイクアウトとしても提供するようになったとたんに、第 30 類等の商品についての商標の使用に該当する、つまり取得している商標権の完全に範囲外での商標としての使用にあたるというのは、果たして社会の実態に合っていると言えるのでしょうか。新たに開始したテイクアウトは従来からおこなっているレストランサービスの一環の事業として捉える方がむしろ自然ではないのでしょうか。

もちろん我が国で従来から議論がされ積み上げられてきた商標制度における商品と役務の解釈・概念及び定義に基づかなければならないことは十分に承知していますが、もし仮にそれが実際の現在の社会実態にあっていないのであれば、一定の議論をおこなうことも必要なのかもしれません。

5. まとめ

我が国では、商標論に比して、商品・役務論が相対的に低調ではないだろうかという筆者の思いを出発点として本稿を執筆しました。しかしながら、上記で検討したことは、商品・役務論のごく一部、つまり氷山の一角に過ぎないのであり、まだまだ議論すべき論点は様々な所に埋もれていると思います。

ところで、昨今クライアントから受ける相談においては、特にこれまでにはなかったような目新しいサービスに関するものが多くなっており、「類似商品・役務審査基準」に掲載さ

¹ 我が国における登録事例を調べると、第 43 類の役務として「持ち帰り可能なレストランにおける飲食物の提供」という表示であれば特許庁に受け入れ可能と判断されていることが分かります。特許庁の運用においては、この表示は採択可能である一方で、「レストランにおける持ち帰り可能な飲食物の提供」という表示は採択不可であるという形で、語順の違いにより採択可否が分けられているようです。ニース国際分類の表示である「take-away restaurant services」については、その英語の語順に鑑みても、日本語に訳す場合には、むしろ「持ち帰り可能なレストランにおける飲食物の提供」と訳されるのがより自然ではないのでしょうか。また、「レストランにおける持ち帰り可能な飲食物の提供」という表示については、実質的に「持ち帰り可能なレストランにおける飲食物の提供」と意味内容に差異はないと考えられるため、両者で採否を分けるのは妥当ではないように思われます。

れている商品・役務表示には直接的に当て嵌まらないケースも多々見られます。このようなサービスを適切に保護しようと思えば、事業の内容をよく理解し、必要に応じて複数の区分に跨がるような複合体的なサービスとして保護する視点が欠かせないと感じるとともに、場合によっては当該サービスの本質的特徴を積極的に商品・役務表示の中に取り入れることにより適切に保護することが必要であると感じています。これまで述べてきたとおり、商標権の範囲に関し、商品・役務については、基本原則としてはやはりその表示の文言に従って解釈されるべきと考えますので、無理に包括概念や上位概念でカバーしようとせずに、それが難しければ、商品・役務の特徴をそのまま積極記載することも重要になってくるでしょう。日本の実務上、類似群コードを検討することは欠かせないと考えますが、適切な商品・役務の表示により保護されていることがなにより大事なことだと思います。

末筆ながら、拙稿が我が国の商標実務において商品・役務論がより深まるきっかけの一助になれば幸いと考えます。その意味では上記に述べたことはあくまでも管見に基づく試論というべきであり、異論を持たれる方もおられるかと思いますが、そのように異なる意見が出ることで自体がこの分野の議論を活発にしていくためには不可欠であると感じています。